令和6年度香川県就職・転職相談窓口サービス提供業務 仕様書

第1 事業の目的・趣旨

大都市圏等からの移住・定住の促進を図るため、香川県東京事務所、認定 NPO 法人 ふるさと回帰支援センター及び香川県大阪事務所に就職コーディネーターを配置し、移住希望者・学生等からの就職や転職に関する相談に、ワンストップできめ細かに対応するもの。

第2 業務内容

1 就職コーディネーターの配置

香川県就職・転職相談窓口サービス提供業務の受託者(以下「受託者」という。) は、就職コーディネーターを、香川県東京事務所、認定 NPO 法人ふるさと回帰支援 センター及び香川県大阪事務所に配置すること。

また、就職コーディネーターに欠員等が生じた場合には適切に対応すること。なお、就職コーディネーターの要件は次のとおり。

- 国家資格キャリアコンサルタントを有すること。
- ・ 香川県の産業や企業、就職・転職等に関する知識を有していること。
- 優れたコミュニケーション能力を有し相談者への対応等ができること。
- 熱意と協調性をもって香川県への UJI ターン就職を勧められる人物であること。
- ・ Microsoft 社の Excel、Word、香川県(以下「委託者」という。)のシステム等が使用できる能力を有すること。
- オンライン会議システムを使った相談・会議等ができること。

2 就職コーディネーターの業務

就職コーディネーターは、受託者の管理と責任の下、「第1 事業の目的・趣旨」 等に沿って、次の業務を実施する。

(1) 移住希望者・学生等の相談対応

移住希望者・学生等の相談対応を対面で行うとともに、電話、メール、オンライン等による相談対応を行うこと。あわせて、ワクサポかがわへの登録促進、企業情報等の紹介、エントリーシートの添削、面接練習等を行うこと。

- (2) 就職相談会等の周知
 - 就職相談会等の参加者の増加を図るため、委託者のホームページや SNS 等を活用して、その開催について周知を行うこと。
- (3) 香川県内企業等の情報収集
 - 移住希望者・学生等からの相談に適切に対応するため、就職・移住支援センター(以下「ワークサポートかがわ」という。)と連携して、香川県内企業や求人に関する情報等を収集すること。
- (4) 移住希望者・学生等のフォロー 電話やメール等により、相談者に対する就職・転職活動にかかる進捗確認な どの事後フォローを行うこと。
- (5) 就職イベント等への参加 委託者や大学主催のイベント等に参加し、講演や相談対応等を行うこと。

(6) 大学訪問

東京圏及び大阪圏を中心に県外の大学等を訪問し、学生の就職状況等について情報収集を行うとともに、香川県内の企業や委託者の支援制度等の情報提供を行うこと。

- (7) 相談対応記録の作成とシステム入力 相談対応記録を作成し、委託者のシステム(ワクサポかがわ等)に入力する こと。
- (8) 関係機関との連携・情報共有 地域活力推進課、労働政策課、ワークサポートかがわ、香川県東京事務所、 香川県大阪事務所及び認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターと緊密に連携 し、情報共有を図ること。
- (9) その他 その他、移住・定住及びUターン就職等の促進に関する、委託者が指示する事 務を行うこと。
- (10) 上記(1)~(9) に付随する業務

3 委託業務の実施期間、実施場所等

受託者は、就職コーディネーターを、次の期間・場所に配置し、委託業務を行う。

(1)期間

令和6年4月1日~令和7年3月31日 ※配置日数については別表のとおり。

- (2) 場所
- ① 香川県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館9階電話 03(5212)9100 FAX 03(5212)9101

- ② 認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター 〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 8F 電話 03-6273-4401
- ③ 香川県大阪事務所

〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋1丁目18-24 クロスシティ心斎橋4階電話06(6281)1661 FAX 06(6281)1662

第3 事業計画並びに実施状況報告及び実績報告

- 1 受託者は、委託者と十分に打合せを行い、委託期間中の事業計画を作成し、委託者の承認を得た上で当該事業を実施すること。事業計画を変更する場合も同様とする。
- 2 受託者は、委託期間中において、必要があれば委託者に事業の運営方法等に関する提案を行い、事業が効果的に実施できるよう協力すること。
- 3 受託者は、委託期間中は毎月の業務の実施状況について、翌月 10 日までに実施 状況報告書を委託者に提出すること。
- 4 受託者は、委託期間終了後速やかに、業務の実績報告書を作成し、収支精算書等 必要書類とともに委託者に提出すること。

第4 業務遂行上の留意点

- 1 受託者は、委託者の組織のスタッフであることを十分に理解の上、委託者の信用 を失墜するような行為を行わないこと。勤務時間中は職務に専念し職責を遂行す るとともに、効率的な業務遂行に努めること。
- 2 受託者は、就職コーディネーターの業務が円滑に遂行されるよう必要な人員や組織体制を整え、適切に管理を行うこと。
- 3 業務の実施に当たっては、委託者との連絡調整を密に行うこと。
- 4 受託者は、本業務を通じて取得した情報について、法令(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等)に基づき、適正に管理し、本業務以外に使用しないこと。
- 5 受託者は、就職コーディネーターの労務管理を法令に基づき適正に行うこと。
- 6 業務により生じた知的財産権は、委託者に帰属する。
- 7 受託者は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、 常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 8 受託者は、帳簿及び証拠書類を事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。) の日の属する年度の終了後5年間、委託者の要求があったときは、いつでも閲覧に 供せるよう保存しておかなければならない。

第5 委託契約額

1 委託契約額の上限

本業務の委託契約額の上限は 7,425,000 円 (消費税及び地方消費税 675,000 円 を含む。) とする。

2 委託料に含まれる経費

- (1) 就職コーディネーターの人件費(給与、法定福利費等)
- (2) 事業費用

旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費(携帯電話使用料等)、手数料、使用料 (インターネット回線使用料等)、賃借料 (パソコンリース料等)、一般管理費、 その他委託者と協議して認められた経費

3 委託料の額の確定

委託料については、受託者が委託者に提出する実績報告書及び収支精算書を検査の上、委託契約額の範囲内で確定する。

(別表) 就職コーディネーター配置日数

場所	内訳	日数	備考
東京	就職相談	30 日	相談 21 日 就職セミナー 4 日 予備日 5 日
	大学訪問	20 日	
	イベント対応	8 目	大学主催の就職説明会等
大阪	就職相談	137 目	相談 126日 就職セミナー 6日 予備日 5日
	大学訪問	42 日	
	イベント対応	30 日	大学主催の就職説明会等